

「日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説（新築住宅）2019」 正誤表

本書に誤り等がありましたので、以下に訂正しお詫び申し上げます。

2019/8/26

該当箇所				誤	正
頁					
561, 568	「5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「5-1 断熱等性能等級」の「結果」欄	4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。	4	熱損失等の大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度）が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること。	3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
		2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること。	2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている
561, 568	「5.温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の「5-2 一次エネルギー消費量等級」の「結果」欄	5	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。	5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている
		4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。	4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている